

【文部科学省委託事業】

発達障害のある児童生徒等に対する支援事業

(効果的かつ効率的な巡回指導の実施に向けたモデル構築事業)

成果報告会発表資料

～ 今年度までの事業実施状況と今後の展望 ～

令和8年1月27日(火)

【団体名】 宮崎県教育委員会

【発表者】 指導主事 坂本 結香

事業背景等・事業目標

事業背景・自治体における課題

事業背景

令和5年度策定の宮崎県教育振興基本計画において、基本目標1「多様性を認め合い、一人一人を大切にする教育の推進」の中の施策2で「特別支援教育の推進」を掲げている。

本県では、自閉症・情緒障がい特別支援学級の在籍児童生徒数がこの10年で約3倍に増加している。一方、特別支援学級の教育課程調査において、自閉症・情緒障がい特別支援学級の在籍児童生徒には、その大半を通常の学級で過ごすことが可能な者が一定数いることが確認できた。自校に通級指導教室の設置がないことで、通級による指導の利用について十分に検討されないまま、特別支援学級へ入級している児童生徒も一部いると考えられる。

そこで、巡回による通級指導の仕組みを構築し、その効果を発信することで、障がいのある児童生徒が通級による指導を活用しながら通常の学級で共に学ぶことができる体制づくりに取り組むこととした。

課題

- 中山間地域にある小規模・極小規模の小・中学校では、通級指導教室の設置がないため、通級による指導の理解啓発や、利活用の検討が十分に行われていない。
- 中学校の通級指導教室設置率が極端に低く、（事業開始前：小学校設置率42%・中学校15%・高等学校44%）、継続的な指導・支援が受けられていない生徒がいる。
- 自立活動に相当する指導ができる専門性のある教員の育成を行う必要がある。
- 通級による指導の基礎定数化に向けて、どの学校へも指導が届く体制として、巡回による通級指導を活用する必要がある。

事業目標

- 地理的条件や地域の実情を踏まえた巡回による通級指導の方法の検討
 - 研究開発校で、巡回による通級指導を実施し、成果報告等を行うことで、他校通級から自校または巡回による通級指導への転換を図る。
- 通級による指導者の専門性の向上
 - 通級による指導者の複数配置を実施し、OJTによる専門性の向上について成果報告等を行うことで、市町村内で通級拠点校を設定し、巡回による通級指導を推進するよさを周知する。
 - また、各種研修や協議会等を通して、通級による指導ができる通常の学級の教員の育成を図る。

2 事業実施体制

巡回指導の必要性について一定の理解が得られているが、既に実施実績がある自治体と新たに実施する自治体には異なるニーズがある。どの自治体でも運用可能となる仕組みに再構築する必要があるため、運営協議会には、県内を福祉圏域で7エリアに分けたエリア通級拠点校の校長を委員として選出し、巡回指導の運用のガイドラインを策定することとした。また、高等学校の巡回指導を導入するために、高等学校の校長も委員として選出した。

運営協議会

みやざきの通級による指導推進協議会

構成人数 **12** 名

外部専門家 **2** 名

【内 訳】

- 大学関係者： **0** 名
- 学校関係者： **10** 名
(研究開発校校長を含む)
- 関係分野関係者： **2** 名
(医療・福祉分野など)

開催回数 **3** 回

(令和7年度)

※ 開催予定のものも含む。

【開催時期】

- ①令和7年6月、②同年11月、③同年12月

巡回指導スーパーバイザー

配置人数 **8** 名

主な経歴・専門分野等

- 研究開発校の通級担当者
 - ・エリア通級拠点校 エリアメンター
(小中学校教諭等)
 - ・高校通級拠点校 通級指導担当代表

配置計画・活動内容

- 小・中学校では、県内を福祉圏域で7エリアに分け、各エリアに1名ずつエリアメンターを指名している。
- 学校巡回支援で、エリア内の通級指導担当者の指導等の助言や巡回先校の校内支援体制づくりへの協力及び助言を行う。
- 実践を基にした指導等の啓発資料の作成や、研修における講師を請け負う。

専門家の活用

人数 **2** 名

主な経歴・専門分野等

- 宮崎大学教育学部准教授
臨床心理(特別支援教育)講座
- 宮崎大学教職大学院 准教授

活動内容

- 通級による指導を受ける児童生徒の学びを支えるための第一層支援の充実のための助言
- 通級による指導担当者の専門性向上に係る研修動画作成への協力

3 取組概要・成果

学びを支える『通級による指導』充実事業

発達障がい等のある児童生徒の学びの保障

通級による指導の充実を図るとともに、校内支援体制の構築、及び教員の専門性の向上を推進する。

特別支援教育推進人材育成システムの構築

【特別支援教育のキャリアアップ研修の体制構築】

- ・ 県の育成指標にそった特別支援教育の担当者別指標の作成
- ・ 通級による指導の機能等の理解を促す動画作成(指導者用/通常の学級担任用)
- ・ 人材育成指標に基づく特別支援教育のキャリアアップ研修の実施
→通級による指導担当者の養成研修/担当者の指導力向上研修の実施

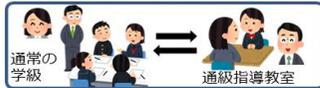
1 効果的・効率的な巡回による通級指導の実践研究

【地理的条件や地域の実情を踏まえた巡回による通級指導の方法】

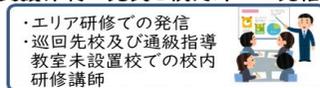
- ・ 通級指導開発推進校の設置(小学校1校、中学校7校、高等学校1校)
- ① ICTを活用した効果的な指導等 ② 指導者の育成(OJT)



③ 通級による指導を生かすための積極的な相互授業参観



④ 通級による指導を生かした校内支援体制の充実と校内外への発信



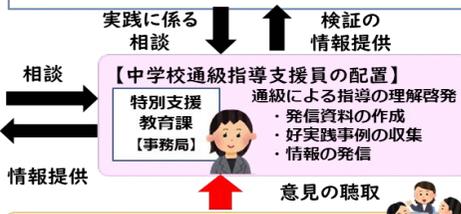
巡回指導ガイドラインを活用した通級指導教室の拡大
効果的・効率的な通級指導の実施事例集の活用



2 通級による指導を生かす校内支援体制

【スクールワイドPBSの実践研究推進】

- ・ スクールワイドPBSの導入、実践のための支援
→1市1町1村に依頼 行政の関わる仕組みづくりと効果の検証 ※ 宮崎大学との共同研究



- ##### 【みやぎきの通級による指導推進協議会】
- ・ 巡回による通級指導運用要綱等の作成
 - ・ 自治体内の学校への理解啓発の中核(助言)
 - ・ 高等学校の巡回指導(ペア校の指定)の推進

学びを支える「通級による指導」充実事業は、児童生徒の学びの保障を軸に、本事業と、文部科学省の『管理職をはじめとする教員の理解啓発・専門性向上のための体制構築事業』、『校内支援体制構築』を組み合わせた取組である。

人材育成システムの構築を「管理職・特別支援教育コーディネーター・特別支援学級担任・通級指導担当者・通常の学級担任及び教科担任」の5つの役割で区分し、それぞれの育成指標を作成する。5区分のうちの通級指導担当者については、本事業に位置付けている。

『効果的かつ効率的な巡回指導の実施に向けたモデル構築事業』においては、研究開発校を指定し、研究開発校の通級指導担当者が、図中の①～④に取り組み、その実践を県下の学校に周知することで地理的条件や地域の実情を踏まえた「効果的かつ効率的な巡回による通級指導」の拡充を目指す。

事業フェーズ(事業実施概要)

事業1年目(令和5年度)

- (1) 6月頃～ 特別支援教育課が、研究開発校を選出し、関係自治体の教育委員会へ事業説明
- (2) 9月頃～ 研究開発校の通級指導担当者(以下、エリアメンター等とする)が、近隣校のニーズを聞き取り、1校以上の巡回指導の実践を開始
- (3) 11月頃～エリアメンターによる通級担当者向けオンライン相談会を試行(年3回)
- (4) 7・10月 中高の通級担当者の研修を開催

事業2年目(令和6年度)

- (1) 4月～ OJTによる人材育成の研究のため、研究開発校に通級担当者を複数配置
- (2) 研究開発校が、オンライン会議アプリを用いた教育相談や開発校同士の通級指導の活用を検討
- (3) 研究開発校のエリアメンターによる巡回先校での研修の実績
- (4) 運営協議会において、巡回指導ガイドラインや実践事例集の作成に着手

事業3年目(令和7年度)

- (1) 4月～ 高校における巡回指導の拠点校を3校に増設
- (2) 8月 小学校通級担当者の研修をオンライン開催
- (3) 12月 事業報告会を開催し、研究の成果等を発信
- (4) エリアメンターによる研修動画作成
- (5) 巡回指導ガイドラインや実践事例集の配付

3 取組概要・成果

(1) 巡回指導を効果的かつ効率的に 実施するための方法や体制整備等の 検討・実証

発達障害のある児童生徒等に対する支援事業
(効果的かつ効率的な巡回指導の実施に向けたモデル構築事業)
宮崎県教育委員会

巡回による通級指導に係る研究開発校を指定し、巡回による通級指導を実践する。
巡回指導を開始する際に発生した課題（ひと・もの・こと）について情報収集し、県教育委員会で作成する「巡回による通級指導ガイドライン」及びエリアメンターが作成する「実践事例集」の内容に反映する。

取組内容（詳細）

研究開発校として指定する自治体（7市町村）及び高等学校（1校）が実際に巡回指導を実施し、その成果や課題を年2回開催する運営協議会において情報提供する。また、その情報をもとに、運営協議会において、巡回による通級指導を実施するにあたっての課題や解決策を検討し、他の自治体においても巡回による通級指導が円滑に始められるためのガイドラインを作成する。

研究開発校のエリアメンターが、巡回による通級指導を実施し、巡回先校と連携する上で必要となることをまとめ、他の学校の通級指導担当者の参考となる資料を「実践事例集」の形で作成する。

特色・ポイント

- 同一市町村内での同校種の巡回指導、近隣市町村の学校への巡回指導など、エリアの実情に応じた巡回指導を実施
- ガイドライン作成では、運営協議会（拠点校）だけでなく、巡回先校の意見も取り入れ、課題に対する解決案を検討
- ガイドラインの円滑な運用に向けて、市町村教育委員会特別支援教育担当者会での意見聴取や、3つの教育事務所管内の代表となる市（宮崎市、都城市、延岡市）による事務局部会も設けて協議を実施

取組の成果

- 運営協議会での協議等を通して、巡回指導の成果や課題が明らかになり、今後の取組や体制整備に係る意見をガイドライン等に生かすことができた。
- 教育庁教職員課と連携し、行政区を超える学校の兼務・兼職発令について検討の上、『宮崎県公立学校教職員の兼務・兼職要領』の改訂を行うことで、巡回による通級指導担当者の身分保障ができた。
- 実践事例集の作成においては、作成過程において、エリアメンターが自身の実践や経験を出し合うことができる機会にもなり、専門性の向上にもつながった。この知見をエリア内の通級担当者に伝えるエリアもあり、横展開になり得る可能性が見い出せた。

3 取組概要・成果

(1) 巡回指導を効果的かつ効率的に実施するための方法や体制整備等の検討・実証

【成果物等】

〈巡回による通級指導ガイドライン〉

巡回による通級指導ガイドライン
宮崎県教育委員会

I 概要と運用の基本

1 巡回による通級指導とは

通級指導教室は、通常の学級に在籍する言語障がい、自閉症、情緒障がい、学習障がい、注意欠如(陥)多動症等(以下、「発達障がい等」という。)のある児童生徒を対象とし、通級による指導を行うものである。しかし、通級指導教室のない学校の対象となる児童生徒は、その多くが在籍校を離れて他校に設置された通級指導教室に保護者等の送迎により通級している。家庭の事情等で通級指導教室設置校に通級した教育を受けられるように、通級による指導担当者が、巡回による通級指導である。(対象となる児童生徒について)

II 開始・運用等に関するQ&A

1 通級による指導の開始に向けた巡回先校の準備に関すること

○ 宮崎県で、巡回による通級指導が可能な通級指導教室の障がい種を教えてください。

言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、LD、ADHD の通級指導教室で巡回による通級指導が行われています。利用を希望する際は、学校の設置者である市町村教育委員会に相談してください。

○ 巡回による通級指導の対象となる児童生徒について教えてください。

自校通級と同様に、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部、障害に応じた特別の指導(困難さを克服するための自立活動に相当する内容)を必要とする程度のもとなります。

なお、障がいのある児童生徒の教育については、専門的な調査検討が求められることから、市町村教育委員会が設置する教育支援委員会等の意見等を十分に考慮する必要があります。巡回による通級指導を希望する児童生徒がいる場合も同様に、利用の検討に当たっては、実態把握、在籍学級内での指導の工夫、学校・家庭からの情報収集、本人・保護者との教育相談を行い、医学的な診断の有無にとられることのないよう留意しながら総合的な見地から判断します。

【内容】

I 概要と運用の基本

- 1 巡回による通級指導とは
- 2 巡回による通級指導に期待される効果
- 3 巡回による通級指導の運用及び事務手続き
- 4 巡回による通級指導担当者の巡回先校での業務
- 5 巡回による通級指導の運用についての留意事項

II 開始・運用等に関するQ & A

- 1 通級による指導の開始に向けた巡回先校の準備に関すること
- 2 運用に関すること
- 3 巡回による通級指導担当者に関すること
- 4 学級担任との連携に関すること
- 5 「特別の教育課程編成届」に関すること

〈実践事例集〉



【内容】

- ① 通級指導教室とは
- ② 実態把握の仕方
- ③ 通級指導教室の自立活動とは
- ④ ICTの効果的な活用
- ⑤ 校内での情報共有(汎化)を目指して
- ⑥ 指導者同士でつながろう
- ⑦ 巡回指導先とのつながり方

・初めての担当者が活用できるように作成
・「通級指導教室」や「巡回による通級指導」について理解を深めるための手がかりとして、二次元コードから実践事例の紹介ページにリンク

3 取組概要・成果

(2) 通級指導担当教員及び指導的立場の教員等の育成

県下26の市町村のうち、自治体内に通級指導教室設置校が1校以内の自治体が半数である。そのため、通級による指導担当者の異動により、通級による指導の経験のない教員が次の指導者として指名されることとなり、現在、およそ3割が初担当者となっている。このことから、通級による指導担当者の専門性を高めるための研修体制の整備に取り組む。

取組内容（詳細）

初担当者以降の研修について、体系的に実施することで、担当者の資質向上を目指す。

段階的に、①初担当者研修 ②スキルアップ研修（経験2年程度）
③中級・上級特別支援教育Co.研修（地域の核となる人材）を実施する。



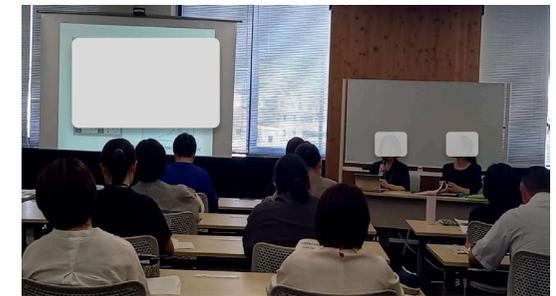
〈特別支援教育担当者のキャリアに応じた研修のイメージ〉

通級による指導担当者の育成に係る研修としては、他に以下の研修を実施した。

- (1) エリアメンターが、エリア内の通級担当者を対象としたオンラインでの相談会を実施
- (2) 通級による指導担当教員の資質向上を図るため、年2回の中高通級研究協議会、令和7年度初開催となる小学校通級研究協議会を実施

〈中高通級研究協議会の年度ごとのテーマ〉

令和5年度	令和6年度	令和7年度
<ul style="list-style-type: none"> ・校種を超えた通級指導担当者の連携の大切さ ・通級指導を受けた生徒の経験に学ぶ 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校の通級による指導から学ぶ ・生徒の伸長のために活用する教材とは ・県外の先進地の取組から学ぶ 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己の指導事例から、指導の改善等を検討する ・今後の通級指導を有識者から学ぶ



〈スキルアップ研修におけるエリアメンターの講義〉

特色・ポイント

- (1) オンライン会議アプリのライセンスを研究開発校に配付し、エリアメンターが、自由に会議を設定できるようにした。
- (2) 「つながる」を軸に校種間の指導等の交流や、通常の学級との連携の在り方を意識した研修を設定した。

取組の成果

- (1) エリアメンターが、指導的立場として他校の担当者へ実践を伝える責任から、情報収集を多方面から行ったことで、通級による指導についての専門性が更に高まった。
- (2) 3年間の通級研究協議会において、通級担当者同士が自己の実践紹介や事例検討を行う場面を設けたことで、自立活動の指導の共通認識をしたり、指導法を見直したりすることができた。

3 取組概要・成果

(3) 巡回先となる学校における 校内支援体制の構築

巡回による通級指導においては、指導者が出張の扱いで指導に当たるため、巡回先校での滞在時間が、指導する時間とその前後の時間に限られる。そのため、管理職や巡回先校の特別支援教育コーディネーター、対象児童生徒の通常の学級担任へ指導内容をフィードバックする時間の確保をしづらいことから、連携のためのツールについて検討を行う。また、兼務先での身分の取扱いについて関係課と連携し、整理を行う。

取組内容（詳細）

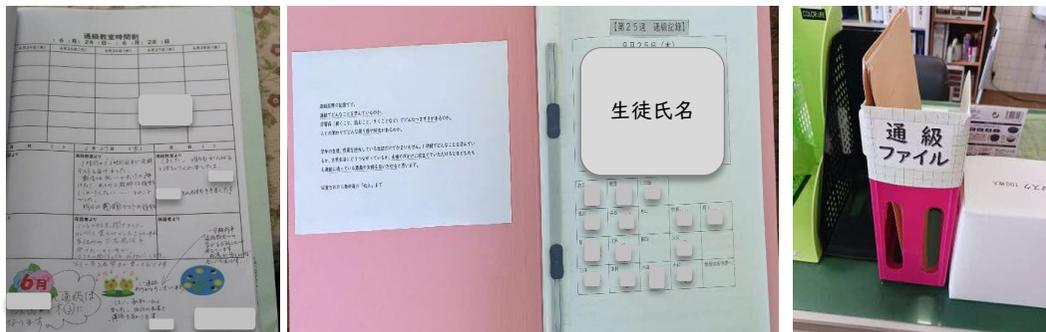
市町村教育委員会特別支援教育担当者会において、県教育委員会より、巡回による通級指導についての説明を行い、管下への説明を依頼する。

研究開発校のエリアメンターによる巡回先校の校内研修での研修講師や、児童生徒への集会による説明等により、通級による指導の意義及び特別支援教育についての理解を深める。

連携が円滑にできるよう巡回による通級指導担当者の役割（（例）巡回先校における校内支援体制への助言）を通知文等により明確にする。

特色・ポイント

- 既存のエリアサポート体制におけるエリアメンターの「学校巡回支援」の役割による巡回先校への通級による指導の体制への助言
- エリアメンターによる対象の児童生徒が在籍する学級担任等との連携の方法についての工夫



〈通級ファイルの内容の精選や確認方法の工夫〉

〈置き場の工夫〉

巡回による通級指導担当者の人事管理について

令和8年3月 県教育庁 特別支援教育課

巡回による通級指導の目的は、通級指導教室が設置されていない学校の児童生徒も、在籍校において、自身が抱える困難を改善し、在籍学級で円滑に学習等ができるよう指導を受けられるようにすることである。

また、巡回による通級指導担当者は、巡回先校の児童生徒への指導はもとより、巡回先校の児童生徒の行動観察や教育相談、学級担任や保護者等の特別支援教育に係る理解啓発の職務を担うことが有用である。その職務の遂行のために、巡回による通級指導担当者の身分の取扱いを明確にするものである。

1 兼務・兼職の発令について（巡回による通級指導担当者の身分の取扱い）

通級による指導の制度化に関する通達「学校教育法施行規則の一部改正等について」（平成5年1月28日付文初特第278号初等中等教育局長通達）においては、「教員が、本務となる学校以外の学校において通級による指導を行う場合には、当該教員の身分取扱いを明確にすること」とされている。

巡回による通級指導担当者は、巡回先校で、通級による指導だけでなく、当該児童生徒の在籍学級担任等と連携し、在籍学級での行動観察や校内委員会の参加等の職務に従事することになる。この場合、巡回先校の学校経営方針に基づいて従事することとなり、本務校の校長が、巡回による通級指導担当者に対して巡回先校での職務や服務管理に対して命令・指導を行うことは困難である。

このため、巡回先校では、当該巡回先校の職員として職務を行い、業務上での事故等については、巡回先校の校長が責任を負うものとする。

したがって、巡回による通級指導担当者について、県教育庁教職員課「宮崎県公立学校教職員の兼務・兼職要領」（令和7年4月1日）により、任命権者である県教育委員会が市町村教育委員会の内申に基づき、巡回先校を兼務・兼職校とする兼務・兼職の発令を行うこととする。

〈巡回による通級指導担当者の人事管理について (R8.3通知予定)〉

取組の成果

- 市町村教育委員会への啓発により、校長会等での巡回による指導の説明を行う自治体が増加した。
- エリアメンター等の巡回指導後に、通級指導の時間以外にできる対応について、管理職や学級担任等と検討する場を設けたことで、巡回先校の教員の児童生徒への対応に変化がみられた。

3 取組概要・成果

(4) 巡回先校における教員等の理解啓発

(効果的かつ効率的な巡回指導の実施に向けたモデル構築事業)

宮崎県教育委員会

巡回による通級指導を開始するためには、巡回先校への周知や巡回先となる学校への「通級による指導」の理解啓発が必要となるが、まだ多くの学校の教員が、通級による指導について正しく理解できていない状況が見られる。通級の利活用につなげるため、エリアメンターが中心となり、通級による指導について巡回先校等で研修や、児童生徒への通級による指導について説明する取組を行う。

取組内容（詳細）

域内のどの学校の児童生徒でも通級による指導を受けられる体制を目指している。エリアメンター等による「エリア巡回支援（エリア内の学校の要請により、困難さがみられる児童生徒の指導等について観察し、通常の学級担任、特別支援教育CO.、管理職に助言する）」において、困難さの改善の一助として、巡回による通級指導が受けられることを助言する。

また、通級による指導の熟知を目指し、各エリアで実施している特別支援教育エリア研修（専門性向上研修）等において、エリアメンターが通級による指導についての研修を行う。

さらに、通級による指導での指導の対象となる児童生徒や指導内容についての理解啓発のため、巡回先校での職員研修等でエリア通級メンターが講師となり研修を行う。

特色・ポイント

- エリア研修は、原則、小・中学校のすべての学校から1名以上の参加が見込まれ、どの学校にも、同じように通級による指導についての周知が可能となる。
- 3年間の実践研究で、教員だけでなく、児童生徒への理解も不可欠であることを実感したため、全校集会等で通級による指導についての説明会を実施することにした。
- 12月に本事業の成果報告会を開催し、拠点校・巡回先校の経験のある研究開発校の校長からの実践報告を取り入れることで、県下の教職員等への周知の場を設ける。

取組の成果

- エリア研修に「通級による指導」の説明等を取り入れたことで、対象となる児童生徒や自立活動相当の指導の理解を広げることができた。
- エリアメンターによる通級指導教室未設置校での「通級による指導」の理解啓発研修の実施により、未設置校に対する理解啓発の必要性が明らかになった。
- 成果報告会での実践報告により、巡回指導や通級拠点校の複数教員配置の有益さを参加者へ発信することができた。

情報コーナーの設置



〈巡回先校での理解啓発のため、エリアメンターが設置した特別支援教育関連の情報コーナーの様子〉

4 事業成果のまとめ

通級による指導（巡回指導を含む）の周知が進み、各自治体が域内をカバーすることを目指して、巡回指導を行う通級指導教室設置校等の計画的な配置について検討を始めるに至った。

指導的役割を担う通級指導担当者同士がオンライン等で連携を図ることができ、指導例や教材等の情報共有により、県下の通級による指導担当者の専門性の向上にもつながった。

事業目標等

① 中学校通級指導教室の増加

中学校の通級指導教室数について、19教室から34教室に増加及び小規模自治体への計画的な設置

② 巡回指導実施校の増加

他校通級から巡回指導への移行の推進

全ての学校が、巡回指導でカバーできる体制となるよう教育委員会への理解啓発を行う。

③ 専門性の向上

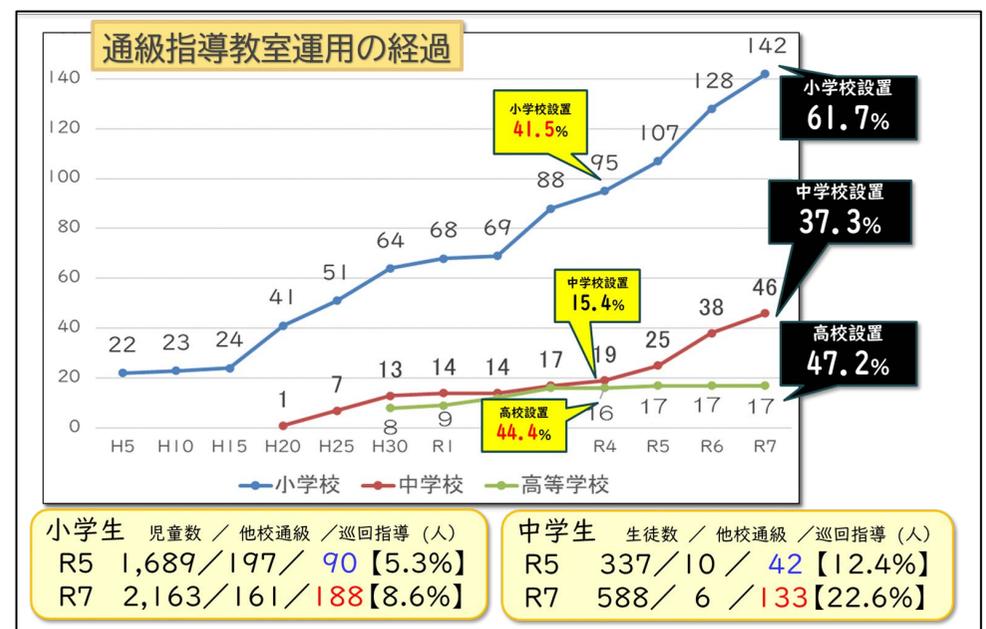
研究開発校（拠点校）への通級指導担当者の複数配置により、担当者間のOJTでの専門性の向上や巡回先校の理解啓発を図る。

事業成果（定量的成果・定性的成果）

事業開始前に比べ、中学校の設置教室数は46教室となり135%の設置率となった。

巡回指導は、中学校で42人から133人と3倍に、小学校も90人から188人と2倍に増加している。

小学校では、令和7年度に他校通級よりも巡回指導を受ける児童が多くなった。



研究開発校（拠点校）のエリアメンターが、拠点校以外での研修講師や校内での5分間ミニ研修等を実施した。特に、エリア研修では、全てのエリアで通級による指導の講義や実践発表が行われ、通級による指導の理解啓発ができた。

複数配置により、通級による指導の情報共有が円滑にでき、エリアメンターが、人材育成システムにおいて「通級による指導担当者」向けの研修動画の作成にその内容を生かすことができた。通級担当者の専門性を高めることを目指し、エリアメンターが1人1本以上の動画を作成することができた。

5 今後の展望

各自治体における巡回指導の運用に向けて、通級による指導担当者の巡回に係る旅費や、巡回先校において通級指導を行う教室の設備等については、今後も市町村教育委員会と調整を行いながら検討、助言を行う。

本事業の成果や課題を分析し、高等学校における巡回による通級指導についての拡充を図っていく。

事業成果の活用・普及等

巡回指導のガイドラインや実践事例集の活用

令和8年3月末を目標に、市町村教育委員会を通じて、ガイドラインや実践事例集を各学校に配付し、活用を促す。

通常の学級担任が、通級による指導についての理解啓発ができるように、エリアメンターが作成した研修動画をエリア研修（指導力向上研修）等で紹介し、活用を促していく。

通級指導担当者の縦・横の繋がりによる専門性向上

エリア別のオンライン相談会や通級による指導担当者会を継続して実施することで、担当者の孤立感の緩和やベテラン指導者と初担当者のOJTの機能を持たせる。

県主催の研修会を継続し、障がい種別の専門性を身に付ける機会や事例検討型の内容を充実する。

指導的立場の教員のリーダーシップや資質の向上

エリアメンターが、引き続き指導的立場としての役割を果たす。

先進校視察により得た情報や、先達の指導者のスキルを自己の指導に落とし込み、好事例を地域の通級指導担当者に発信していく。

研究で経験したファシリテーションの能力等を生かし、巡回先校での特別支援教育推進のための啓発を引き続き行う。

今後の課題等

- 全ての学校で通級による指導を受けることができる『全域をカバーした仕組みづくり』に向けての自治体との連携
 - 地域の通級指導教室としての機能であることの学校への周知
 - 県立高等学校での巡回による指導の仕組みづくり
- 通常の学級担任等の「通級による指導」に対する正しい理解啓発
 - 学校長のリーダーシップのもと、通級による指導を通常の学級で生かす“担当者間の相互連携”の充実
 - 自立活動に相当する内容についての理解（校内研修等）や通常の学級担任が自立活動の指導を経験する場の設定